平成２１年（フ）第６４７号
奈良県大和郡山市額田部北町652番地１　東池野ハイツＡ102号
債務者　河村　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７５号
広島県呉市汐見町９番12号
債務者　谷本　未央
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１７６号
広島県竹原市竹原町3561番地13
債務者　島谷　一渉
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１７７号
広島県呉市阿賀中央２丁目４番７号
債務者　山川　惠市
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１７８号
広島県呉市阿賀中央２丁目４番７号
債務者　山川妥伽子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１８１号
広島県呉市広徳丸町４番45号
債務者　三笠　逸男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１８３号
広島県呉市広大広２丁目16番23号
債務者　山中　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１８５号
広島県呉市上畑町19番32号
債務者　矢吹マサエ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１８６号
広島県呉市音戸町波多見10丁目12番30号
債務者　濱本　善恵
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１８８号
広島県呉市本通１丁目２番８―502号
債務者　長曽我部久美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２８７号
山口県下関市豊田町大字宇内452番地
債務者　岡村　貴志
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第５７２号
高知市加賀野井１丁目24番10号　加賀野井アパート
債務者　平田すみ子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６号
山形県最上郡金山町大字安沢290番地
債務者　加藤　信一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１７０号
富山市小杉284番地19
債務者　井原　良成
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８２号
富山市婦中町長沢3217番地３
債務者　大家　増浩
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３２号
富山市五福1338番地10　サンヨー荘５号、前住所富山市藤木1637番地　レピュート藤の木101号
債務者　前田　　仁
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３６号
富山県滑川市浜四ツ屋97番地
債務者　石倉　重康
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０４号
福井市新田塚１丁目76番12号
債務者　河原　将人
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　福井地方裁判所民事部破産係